

大阪市子育て支援事業委託事業者選定会議開催要綱

（目的）

第1条 「子ども・子育てプラザにおける大阪市子育て活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援拠点事業」、「大阪市地域子育て支援拠点事業」及び「大阪市病児・病後児保育事業」等、本市の子育て支援に関する事業の委託事業者選定等を行うにあたり、「大阪市子育て支援事業委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」という。）を開催する。

（会議の委員）

第2条 選定会議の委員は次に掲げる者から、こども青少年局長が依頼する。

- （1）幼児保育、幼児教育、地域福祉、子育て支援、児童健全育成の分野に造詣が深い学識経験者
- （2）その他必要と認める者

（座長）

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（任務）

第4条 選定会議は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- （1）公募型企画提案方式（プロポーザル方式）にかかる選定基準に関する事
- （2）応募団体から提出された企画提案に関する書類内容に関する事
- （3）その他、運営・管理受託者選定に必要な事項

（庶務）

第5条 選定会議の庶務は、こども青少年局子育て支援部管理課（子育て支援グループ）において処理する。

（施行の細則）

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附則

この要綱は平成28年6月1日から施行する。